

公社発注の請負等における下請等の制限基準

(平成22年12月10日)

令和5年 3月29日 総務部長通達第20号改正

1 趣旨

この基準は、広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱（平成10年9月29日）及び広島高速道路公社測量・建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱（平成10年9月29日）に基づき作成する、広島高速道路公社建設工事競争入札参加資格者名簿及び広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格者名簿に登載されていない業者（以下「無資格業者」という。）が公社発注の請負等について、下請けし、又は受託することの制限に関し必要な事項を定める。

2 措置の要件

理事長は、広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成10年7月31日。以下「措置要綱」という。）第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について措置を受けた広島高速道路公社建設工事競争入札参加資格者名簿及び広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格者名簿に登載された業者（以下「有資格業者」という。）の他に責めを負うべき無資格業者が明らかになったときには、有資格業者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、その無資格業者が公社発注の請負等について、下請けし、又は受託することを制限（以下「下請等の制限」という。）する。

ただし、有資格業者に対する指名停止の措置要件が措置要綱別表第1第2号、第5号及び第7号である場合に限る。

3 下請等の制限

理事長は、下請等の制限期間が経過していない者が、公社発注の請負等において下請けし、又は受託することを承認してはならない。

4 下請等の制限措置の決定通知

下請等の制限を措置したときには、遅滞なくその無資格業者及び各部長に対して、別記様式第1号及び第2号により通知する。

5 下請等の制限措置の公表

理事長は、下請等の制限を行ったときは、当該下請等の制限に係る業者の名称、所在地、代表者名、期間及び理由を公表する。

6 その他

この基準に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この基準は、平成22年12月13日から施行する。

附 則

この通達は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号

広高総第 号
年 月 日

〔商号又は名称〕
〔代表者氏名〕 様

広島高速道路公社 理事長 ○○○○○○

下請等の制限通知書

このたび、次のとおり、下請等の制限をすることとしたので通知します。
今後、かかる事態が二度と生じることがないように十分に注意してください。
なお、下請等の制限期間中は、本公社発注の請負等において、下請けし、又は受託することはできません。

記

- 1 下請等の制限期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 下請等の制限の理由

様式第 2 号

年 月 日

各 部 長 様

総 務 部 長

下請等の制限について

次のとおり、下請等の制限をしたので通知します。

名 称	
所 在 地	
下請等の制限期間	年 月 日から 年 月 日まで
下請等の制限理由	